

国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程（17教規程第8号）を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程 平成17年2月23日 17教規程第8号</p> <p>第1条～第5条 省 略 （組織）</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 学長 二 教育担当副学長 三 工学教育部長、農学教育部長、生物システム応用科学教育部長及び<u>連合農学研究科長</u></p> <p>四 その他委員長が特に必要と認めたる者</p> <p>2 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>第7条～第10条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p> <p>様式1～様式2 省 略</p>	<p>第1条～第5条 省 略（現行どおり）</p> <p>第6条 第1項 省 略（現行どおり）</p> <p>一 省 略（現行どおり） 二 省 略（現行どおり） 三 工学教育部長、農学教育部長、生物システム応用科学教育部長、<u>連合農学研究科長及び技術経営研究科長</u></p> <p>四 省 略（現行どおり）</p> <p>2 省 略（現行どおり）</p> <p>第7条～第10条 省 略（現行どおり）</p> <p>附 則 省 略（現行どおり）</p> <p>様式1～様式2 省 略（現行どおり）</p>

附 則（18教規程第1号）

この規程は、平成18年1月23日から施行する。